○文部科学省告示第百二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（書跡・典籍の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	認定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本墨書長秋詠藻上下　一帖	昭和十四年文部省告示第四百九号	長秋詠藻　一帖	学校法人日本大学（日本大学総合学術情報センター保管）	東京都千代田区九段南四―八―二四

○文部科学省告示第百二十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（古文書の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	認定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
臨川寺領大井郷絵図（貞和三年仲冬夢窓疎石裏書）　一鋪	昭和二十四年文部省告示第二十九号	臨川寺領大井郷界畔絵図貞和三年仲冬夢窓疎石裏書　一鋪	宗教法人天龍寺	京都府京都市右京区嵯峨天竜寺芒ノ馬場町六八

○文部科学省告示第百二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（絵画の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
銅版画東都名所図亜欧堂田善筆（二十五図）　一帖 附　東都名所図原版　四枚 銅版画見本帖亜欧堂田善筆（十二図）　一帖 附　多賀城碑図・ネーデルラントの独立図原版　一枚	須賀川市（須賀川市立博物館保管）	福島県須賀川市八幡町一三五
絹本著色三十三所観音像　一幅	宗教法人華厳寺	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積二三